

2018年7月16日

株主各位

東京都町田市原町田六丁目27番19号
株式会社ギフト
代表取締役社長 田川 翔

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2018年7月3日開催の取締役会において、2018年8月1日（水曜日）付をもって、当社普通株式1株を20株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2018年7月31日（火曜日）と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2018年8月1日（水曜日）付をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を、80万株（2018年7月11日開催予定の臨時株主総会において定款変更議案が可決された場合における変更後のもの）から1,600万株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上